

「下請取引適正化推進月間」の実施について (実施方針)

平成 27 年 9 月
公正取引委員会
中小企業庁

公正取引委員会及び中小企業庁は、下請取引の適正化について、従来、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）の迅速かつ効果的な運用、違反行為の未然防止、下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守の指導等を通じ、その推進を図ってきている。

特に、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、この期間に下請法の普及・啓発事業を集中的に行うこととしており、本年度の下請取引適正化推進月間においては下記の事業を行う（詳細は別紙参照）。

記

- 1 47都道府県（61会場）において、下請取引を行う事業者を対象に、下請法及び下請中小企業振興法の趣旨・内容を周知徹底するために下請取引適正化推進講習会を開催する。
- 2 新聞、雑誌、インターネット等を通じ、全国的に下請取引の適正化に関する普及・啓発を行う。
- 3 都道府県、下請企業振興協会、商工会議所、商工会連合会及び商工会、中小企業団体中央会、事業者団体等の機関誌を通じ、下請取引の適正化に関する普及・啓発を行う。
- 4 公正取引委員会、経済産業省、都道府県、中小企業関係団体、事業者団体等の施設にポスターを掲示することにより、下請取引の適正化に関する普及・啓発を行う。

(問い合わせ先)

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課	電話 03(3581)3375(直通)
中小企業庁事業環境部取引課	電話 03(3501)1732(直通)